

身につけよう 交通ルールと ヘルメット ～自転車を安全に 利用しよう～

◎ヘルメットの着用等

○愛知県では、令和3年3月に「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が制定され、同年10月1日から全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用が努力義務になっていましたが、令和5年4月から愛知県に限らず、日本国内の全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用が努力義務となりました。

○児童または幼児を保護する責任のある者は、児童または幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるように努めなければなりません。

自転車安全利用五則 (令和4年11月1日改正)

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメット着用

悪徳商法から 身を守るために

◎情勢

「絶対に儲かります」などと甘い言葉で勧誘し、未公開株や社債の取引、ファンドへの出資等の名目で高額なお金を振り込ませ、配当がないばかりか、実際には投資の運用実態すらないといった詐欺的な被害が増加しています。

ひびき

令和6年
5月号

発行
西尾警察署
国森交番
0563
57-0110

守りたい笑顔の絆



損害賠償保険等の加入

○愛知県では、令和3年3月に「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が制定され、同年10月1日から自転車損害賠償責任保険等への加入が義務付けられました。

自転車を利用されるご家族の損害賠償責任保険等への加入状況を確認しましょう。

○自転車利用者は、交通事故のリスクや加害者となった場日の責任の重大性を考え、損害賠償責任保険へ必ず加入してください。

○地域安全情報○

バイクのナンバープレートが盗まれる被害が発生しています。